

横浜市歴史博物館「博物館News」デザイン業務委託

プロポーザル募集要項

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

令和3年10月

1 事業の趣旨・目的

横浜市都筑区に位置する横浜市歴史博物館は、「横浜に生きた人々の生活の歴史」をテーマに、平成7年（1995）1月に開館しました。横浜市域3万年にわたる通史をわかりやすく、楽しく学べる常設展示室、特別なテーマで新たな横浜の歴史に迫る展覧会を開催する企画展示室、体験学習室や図書閲覧室などの施設を備え、平日は小学校団体の社会科見学や高齢者、夏休みや週末は家族連れなど、幅広い市民に親しまれながら、歴史への学習意欲や知的欲求に応える様々な活動を行っています。

当館は開館以来、その活動を広く市民に伝えるため、年2回広報誌「博物館News」を制作、頒布しこれまでに50号を数えています。令和3年度現在、新型コロナウイルスの影響により、展覧会への来館者数が減少するなど、博物館としては厳しい運営状況ではありますが、動画配信やオンライン講座など、従来の活動にとらわれないウィズコロナ・アフターコロナに向けた取組を強化しています。「博物館News」は、展覧会や講座・講演会などでは伝えきれない、文化財の収集や保存、調査研究、博物館外での活動などを幅広く紹介し、来館者の方が持ち帰られた後も楽しめる読み物であること、集めて揃えておきたいかなような広報誌をコンセプトとしています。

当館の事業内容や来館者層を踏まえ、より親しまれる広報誌としてデザインとコストパフォーマンスに優れた具体的な提案を期待しています。

2 業務概要

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 業務名 | 横浜市歴史博物館「博物館News」デザイン業務委託。 |
| (2) 業務内容 | 別紙「業務仕様書」のとおり。 |
| (3) 委託期間 | 契約日から令和8年3月31日まで。 |
| (4) 契約上限金額 | 金2,000,000円（消費税を含む。）。 |

3 参加資格要件等

プロポーザルに参加する者（以下、「提案者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 博物館・美術館等の文化施設の広報印刷物に関するデザイン業務を受託した実績があることが望ましい。
- (4) 企画提案募集開始日から締切日までの期間に、国及び地方自治体の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者。

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者。
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 事業活動の拠点を横浜市内に有する者。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 応募期間 | 令和3年10月28日(木)から11月26日(金)17時まで |
| (2) 質問の受付 | 令和3年10月28日(木)から11月12日(金)17時まで |
| (3) 質問に対する一斉回答 | 令和3年11月19日(金)17時頃 |
| (4) 提案審査 | 令和3年12月2日(木) |
| (5) 選定結果通知 | 令和3年12月8日(水) |

5 応募について

(1) 応募期間（再掲）

令和3年10月28日(木)から11月26日(金)17時まで。

(2) 応募方法

「6 応募書類」に定める必要書類を期間内に「14 担当」まで郵送(書留郵便等、配達記録が残るもの)すること(必着)。封筒の表に「デザイン提案書等在中」と朱書きすること。持参は不可とする。

6 応募書類

(1) 必要書類

- ア デザイン案(表紙・本文デザイン 各2種)
- イ デザイン説明書(文章・動画・PowerPoint等様式自由)
- ウ 価格提案書(見積書)
- エ 実績一覧

※「7 書類作成にあたって」も参照すること。

(2) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出されたデザイン提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者(以下、候補者)という。)の選定以外の目的では使用しない。
- イ 提出のあったデザイン提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ デザイン提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ デザイン提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 提出書類の作成にあたって

(1) 提出書類（次のア～エ）

ア デザイン案

- i 表紙および本文見開きページについてそれぞれ2種類を作成すること。
- ii 表紙はB5判、見開きページはB4判のトンボ付きのデータを作成すること。
- iii デザイン案の作成に必要な素材データは「14 担当」までメールにて請求すること。

イ デザイン説明書（様式自由）

デザイン案について、デザインのコンセプトを文章、PowerPoint、動画等のいずれか最適な方法で説明すること。必ずしも紙媒体に限らない。動画等のデータの場合は、DVD等のメディアに記録し提出すること。

ウ 価格提案書（A4判・様式自由）

デザイン案に基づき、価格提案書にはイニシャルコストと頁単価を必ず記載し、初年度から5年目までの年度毎の内訳、5年分の合計金額を消費税を含めて記載すること。

エ 実績一覧（A4判・様式自由）

3の（3）に定める文化施設の広報印刷物に関するデザイン業務を受託した実績を、項目等を整理してわかりやすく示すこと。

(2) 提出部数等

ア 正本 1部

- ・デザイン案、デザイン説明書および実績一覧：印字し記名すること。
- ・価格提案書：印字し記名、代表者印を押印すること。
- ・データを記録したメディア（提出する場合）：メディアのラベルに記名すること。

イ 副本（審査用） 10部

- ・デザイン案、デザイン説明書、価格提案書、実績一覧：いずれも印字し記名・押印は不要。
- ・データを記録したメディア：副本提出は不要。

8 質問書受付・回答

(1) 質問受付期間

令和3年10月28日(木)から11月12日(金)17時まで

「14 担当」まで電子メールにて提出する。様式は自由。

※受付期間以降に届いた質問及び郵便、持参、電話、ファックス、口頭による質問は受付けない。

(2) 質問に対する回答

令和3年11月19日(金)17時頃までに、（公財）横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト「お知らせ」ページ (<http://www.yokohama-history.org/aboutus/news/>) に掲載する。

9 審査

応募された提出書類について、審査を実施する。

- (1) 実施日時
令和3年12月2日(木)
- (2) 実施場所
横浜市歴史博物館研修室 (横浜市都筑区中川中央1-18-1)
- (3) 実施にあたっての注意点
提案者は参加できない。(応募書類による審査のみ)

10 評価基準・方法等

(1) 評価方法

応募書類について、(2) 評価基準に基づいて、評価委員会により審査する。(5) に該当した失格者を除いたもののうち、総合点が最も高い者を、候補者として選定する。審査は非公開とし選定内容についての質問や異議は一切受付けない。

(2) 評価基準及び配点

ア デザイン点 (60点)		
アピール力	博物館Newsのコンセプトを踏まえ、来館者が手に取りたくなる素材を活かした表紙デザインになっているかどうか。	20点
構成力	対談、読み物、資料紹介といったバラエティ豊かな内容について、効果的な紙面デザインが構成できているか。	20点
情報伝達力	タイトルやキャッチコピーなどの情報と画像などのヴィジュアルイメージが効果的に組み合わせられているかどうか。	20点
イ 技術点 (20点)		
提案の妥当性	応募要項および仕様書に示した内容について理解し、遺漏なく提案されているかどうか。	10点
実績	提案内容と同様の実績があるか。	10点
ウ 価格点 (20点)		
提案金額	提案内容に対して、妥当な経費が示されているかどうか。	20点

(3) 評価対象と採点方法

評価対象は、提出書類のデザイン案〔8(1)ア〕に含まれる表紙案2種、本文案2種の全体とし、合計100点を満点とする。個別のデザイン案を対象とした採点はしない。

(4) 参加者が1者である場合の取り扱い

プロポーザル参加者が1者のみの場合においても、審査の結果、評価点が70%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を候補者とする。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- イ 本募集要項に示した提出書類に関する条件に違反した場合。
- ウ 価格提案書の5年間の合計金額が2(4)の契約上限金額を超える場合。
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

11 選定結果の公表及び通知

すべての提案者に対し、令和3年12月8日(水)(予定)に選定又は非選定の結果を発送する。また、令和3年12月9日(木)(予定)に、(公財)横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト「お知らせ」ページ(<http://www.yokohama-history.org/aboutus/news/>)で候補者の名称、総合点および選定理由を公表する。

12 契約手続き

(1) 契約の締結

候補者と当財団との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

(2) その他

選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

13 その他

(1) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 応募書類を提出した後、差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当財団から指示があった場合を除く。

(4) 応募書類を提出した後、当財団が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 応募書類の作成、提出に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 応募書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

14 担当

〒224-0003 横浜市都筑区中川中央1-18-1

横浜市歴史博物館 博物館News担当

rekihaku01@yokohama-history.org

対応時間：9時～17時 ただし、月曜(祝日の場合は翌平日)を除く。